朝憲紊亂とは何ぞ

重ねて過激社會運動取締法案に就て

法學博士 牧野英一

五

□抑く、宣傳は、朝憲紊亂の爲めにする暴行脅迫に對し間接な關係に立つに止まるのである。吾人が飽くまでも排斥せんとするのはテロリズムで、さうして、其のテロリズムの實害から見れば、宣傳は遙かに遠く隔つて居るのである。さて、言ふまでもなく我刑法上未遂罪を罰するのは特に各本條に其の旨の規定ある場合に限るのであるし、（刑法第四四條）又、教唆罪に關する判例に依るときは、教唆は正犯が犯罪を實行した場合に限つて之を罰すべきものになつて居る。若し其の精神に據ることゝせんか、宣傳はそれ自體として處罰せらるべき性質のものであるのである。しかし、宣傳は不特定多數の人に對するものである。其の教唆せられる人を特定して居ないだけに、何所に智慮の足らざる者あつて、其の教唆に應ずる者あるか、計り難い。これ特に宣傳を宣傳として處罰する所以のものである。

□斯やうに考へて來ても、法案第一條第二項が實行の勸誘を特に處罰して居るのは必要がないことではあるまいか。同條同項に謂ゆる「實行」の語が如何なる範圍のものであるかは正文上必しも明かでない。しかし、朝憲紊亂の觀念に關して上來私の述べた所が許容されんか、そは、暴行、脅迫、其の他之に準じて考ふべきテロリズムの行爲である。さうして、それならば、其行爲は刑法上既に相當に重く處罰されることになつて居るのである。しかも、同條同項の勸誘は個別的に其の犯罪の實行を勸誘するに過ぎないのであるから、之は同條第一項が思想の宣傳を規定して居るのに對し、全く性質を異にして居るものである。不特定多數者に對する關係に於ての危險の問題ではないのである。私は、其の勸誘は刑法の一般の例に從ひ、共犯として取扱はれることを以て十分であると考へる。

□若し夫れ、更に論ずべきものとしては刑法に關する規定である。宣傳を論ずるに、十年、七年、五年を以てしようといふのは、世を威嚇するに代へて、寧ろ反感をそゝるものがありはしないか。法律にして世の反感を受けんか、法律の權威は到底維持せらるべくもない。私は刑罰の規定が適切に必要なる限度に限られねばならぬことをつくづく玆に考へざるを得ないのである。

□抑、この法案は思想を鎭壓する趣旨のものであつてはならぬ。而のみならず、思想は到底これを鎭壓することのできないものである。しかし、信念もなく素養もない無責任な煽動者を戰慄せしめるには、かやうな法案は有効であらう。さうして、その鎭壓には必ずしも十年、七年、五年の重きは必要でないのである。世の反感を受けざる程度にこれを修正する必要がありはすまいか。

□不當なる宣傳は、既に新聞紙法、出版法、治安警察法に於て、大に之を取締つて居るのである。此の法案は其の足らざる所を補充するものなるに過ぎない。しかも、其の足らざるは刑の分量に存しないので、罪となるべき行爲の種目にあるのである。其の種目を僅かに二三適當に補充するに於ては、刑罰は現行の右各法より特に重きものなるの必要はない、と考へる。

□一九二二年のドイツ大統領令は緊急命令として公布されたものである。更に議會の承認を經ねばならぬわけであるが、其の運命は、さし當り詳にして居ない。其の社會的作用に至つては全く未知數である。私は、ただ、學者の既に之を論難して居るのを見受けるばかりである。之に反し、一八七八年のビスマルクの法律は、一の歴史的事實として既に學者の檢討攷究を經て居る。或者は之を失敗だと言つて居る。何となれば、其の法律の爲めに社會民主黨は却つて力を加へるに至つたからである。しかし、或者は之を成功だとも見るのである。何となれば、其の法律の爲めに社會民主黨は兇暴の手段に出づることを避けるやうになつたからである。されば、私は、此の法案も亦、思想を鎭壓せんとする點に於ては必ずや失敗すべきであらうと思ふ。しかし、無責任な煽動者を戒めるだけの効能はあらうと思ふし、又あつて欲しいとも思ふ。此の法案は此の意味に於て修正されねばならぬと考へる。又解釋されねばならぬかと考へる。

□斯やうに考へることに依つて、此の法案は其の合理性を持ち得る。從つて、之は權力者の恣意を示すものなどと濫用する必要はない。法律は全能に非ずと雖も、又其の固有の職能を有する。其の固有の職能を理解して立法するのが立法者の責任である。さうして、之を理解して適用するのが解釋家の任務である。

□此の法案は不當に世人を驚かしたのであつた。之を當局に糺すと、世人を驚かすのは其の趣旨でないとのことである。之を立法府に聽くと、世人を驚かすの趣旨でなく斷然協贊せんとして居るのだとのことである。若し眞に然らば、世人の以て驚かないように徐ろに十分之が修正の全うされんことを希望せねばならぬ。さうして、私は、世人の以て驚かないやうに十分合理的に之を解釋し適用するの途を求めようと覺悟して居る。（完）

赤化宣傳

の支那青年

十四日朝上海から門司に入港した[illegible]丸より内地に上陸すべき支那人百七名乘込んでゐた彼等は[illegible]を業とする下級民で六十三名は神戸に四十四名は門司に上陸するものであつたが門司上陸者中貧困者其他の理由の許に入國を禁止し支那に送還さるもの九名あつた其九名の內浙江省生れ項務賢（三〇）と云ふ勞働者に化けて巧に内地に入國せんとする一青年あるを門司水上署の臨檢警官が發見し目下嚴重に取調べを行つて居るが同人は脊廣の洋服を着込み一見社會主義者らしき容貌で且つ露都莫斯科に行つた旅券等を所持して居る所から同人は日本の赤化宣傳の爲め來朝したのではないかと云はれて居る（門司電話）

球界漫語（下の下）

凛とした嚴肅な姿の持主である審判官が『ストライクツー』と右手を上げる時の痛快さは滅多に味はれない・ダイヤの高瀬・曙會の廣瀬の痛快さは稍之に近いと云つたらう。次に近來頻りに代走が行はれる樣だが據へルール上許されて居るにせよ走者が病か何かでない限り決して奬勵すべき事ぢやあない―否寧ろ全廢すべき事だと思ふ。精力の消耗を憚る投手なるが故に―鈍走者なるが故に之を快走者と交代せしめると云ふが如きは餘りにも競技の精神を些細したものと云はねばならぬ、緊約なる病的や作戰上の不利は犧牲にしても飽迄男らしくやる事が必要である、ルール感化れのした人達はルールにあるのだからやつてもいゝと云ふたらう。そりやあ野球のルール上では日常の行爲に應用したなら必ず詭計詐謀と稱せられる樣な事でも公然の正義として認められた事が多々あるのである。併し夫も程度の問題である。先年米國市俄古大學軍が第一回の

[illegible]橋の爆彈自殺

[illegible]

斯く自殺を遂げたが、其目的については、時節柄注目され、日比谷署も[illegible]か潜んでは居らぬか大活動[illegible]るやも知れぬ模樣である。[illegible]御誕生と共に、宮内省は關屋次官、南市參事官、大屋調査官等は急遽次官室に集まつて、白根、金田兩警衛官の報告を待ち、善後策を講ずると共に直に兩陛下及び攝政殿下に奏上することとなるのであるが『何とも恐縮に堪へない』と關屋次官は唯だ一言云つた

歩哨の驚ろき

誰何した歩哨の近衞一等卒は語る『更に青年が突然正門に進入したので、我れくも何事かと思つて身を避けると青年が倒れると共に大爆音を發したので、當時は何も判明されぬボットしました、爆音と共に血は四方に飛散つて、見るも氣の毒な樣に